

様式第2号（第5条関係）

利 用 承 諾 書

年 月 日

岩出市長 様

申請者

住 所

氏 名

利用者との続柄

電話番号

緊急通報装置を利用するにあたり、下記事項を承諾します。

1. 緊急通報を発し、確認電話に応答しない場合は、協力員、関係機関等が住宅内に立ち入ること。
2. 緊急時に、協力員、関係機関等が住宅内に立ち入る場合、必要かつやむを得ない行為により住宅等の一部に受けた損害については、その損害の責めは負わないこと。
3. 緊急通報装置の利用中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、岩出市、那賀消防組合及び協力員は、その損害の責めは負わないこと。
4. 緊急通報装置を利用するにあたり、その可否を決定するため住民税の課税台帳を閲覧すること。
5. 緊急時に迅速かつ適切に対応するため、あらかじめ消防署、医療機関、民生委員児童委員等関係協力機関及び受託事業者に、登録されている情報を提供すること。
6. 緊急通報装置（ペンダント含む）及びその他機器について、故意過失により紛失や毀損した場合、その弁済費用は利用者の負担とすること。